

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3173号)

< 目 次 >

1	答申書（案）	1
2	概 要	36
	(参考)	
	諮問時の省令等の改正案	48

情 郵 審 第 * 号
令 和 * 年 * 月 * 日

総 務 大 臣
鈴 木 淳 司 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書 (案)

令和5年10月6日付け諮問第3173号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添1のとおりである。
- 2 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、次のとおり諮問された省令等の改正案を修正した上で制定することが適当と認められる。
 - ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正案及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第38号）の一部改正案の一部について、別添2のとおりとすること。
 - ・電気通信事業法第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件（令和5年総務省告示第291号）の一部を改正する告示案の一部について、別添3のとおりとすること。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部改正に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間:令和5年10月7日(土)~同年11月6日(月)
案件番号:

意見提出者一覧

意見提出者 22 件(法人 11 件、個人:11件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	株式会社プラザクリエイト
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	公益社団法人全国消費生活相談員協会
4	一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会
5	株式会社オプテージ
6	株式会社ベルパーク
7	株式会社圓陣
8	株式会社NTTドコモ
9	ソフトバンク株式会社
10	楽天モバイル株式会社
11	KDDI株式会社
-	個人(11件)

(1) 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案関係

意見	考え方	修正の有無
総論		
意見1 本省令案の施行後の影響を注視し、必要に応じて対応を検討することを要望。	考え方1	
<p>2019年8月に総務省より公表された「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」において、「過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争慣行について2年を目途に根絶することとし、通信市場・端末市場の双方における競争がより働くよう、通信役務の利用者に対して端末を販売する際の端末代金の値引き等について、一定の厳しい上限を定める」との考えから、端末代金の割引上限額については、現行の2万円が設定されたものと認識しております。また、本年9月に公表された「競争ルールの検証に関する報告書2023」において「通信料金と端末代金の完全分離については、特にMNO3社及びその販売代理店は、未だに過度の端末値引き等による誘引に頼った競争慣行から脱却できていないという状況にある」と示されたことに加え、2019年の改正電気通信事業法の施行以降も規律違反が散見されてきた状況を鑑みると、現在においても過度の端末代金の値引き等の誘引に頼った競争が根絶されていない状況と考えることから、割引上限額を現行の2万円以上の金額に見直す合理的な理由はないと考えます。</p> <p>なお、本省令案では割引上限規制の見直しとして割引上限額を原則4万円とすることが示されたところ、MVNOはMNOに比べてARPUが低くかつ原価の大宗を接続料が占める等、MNOとは事業構造が異なりMNOと同水準の割引を行うことが困難であることからMNOとMVNO間の競争力の差がさらに拡大するおそれがあると考えます。</p> <p>この点、モバイル市場の公正な競争環境の維持や利用者間の公平性の確保等への影響が懸念されることから、仮にそのような状況となった場合は、速やかに議論や検証等を実施した上で規律の見直し等をご検討いただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【テレコムサービス協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 端末代金の割引上限の見直しについては、競争ルールの検証に関する報告書2023（以下「報告書」という。）を踏まえ、いわゆる白ロム割を規制の対象に加えるとともに、最新のデータに基づき、割引額の上限を原則4万円に見直すものであり、適当であると考えます。 ○ 頂いた御意見の後段については、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>意見2 本省令案の施行後の影響を注視し、必要に応じて対応を検討することを要望。</p> <p>本省令案の施行に伴い、業界で問題となっていた過度な端末割引とそれによる転売については、いわゆる白ロム割も含めて割引上限を設けることにより、一定の抑制効果が見込めるものと考えます。一方で、端末割引の縮小により端末販売数が減少し、テクノロジーの普及や代理店経営等に影響を及ぼすことが想定されるため、実施後の影響を注視し、必要に応じて対応を検討頂くことを要望します。</p> <p>また、本省令案では、規制対象となる事業者基準の緩和（結果的に現行対象となっている一部のMVNO事業者が除外）も示されていますが、本来は事業規模によらず対象の小売サービスを提供している全事業者に公平に適用されるべきであると考えます。加えて、小売サービスで規制の適用を受ける事業者と受けない事業者が混在することは、例えば規制を受けない事業者が多額の割引をして安価に端末を販売することができる一方で、規制を受ける事業者は割引規制により同じ端末でも高価格で販売せざるを得なくなるといった状況が発生することは公正競争観点から問題であり、また利用者の混乱も生じさせることから適当ではないと考えます。</p> <p>将来的に目指されている通信市場の方向性が明確でないがために、上記のような影響が生じてもお利用者利益の確保に繋がっているのか懸念があるため、本省令案も踏まえて行われる予定の「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」での詳細なルール整備や、今後の関連議論においては、将来的に目指すべき通信市場の方向性を明確にした上で、政策について議論して頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク】</p>	<p>考え方2</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 端末代金の割引上限の見直しの御意見については、賛同の御意見として承ります。 ○ また、規制対象となる事業者について、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3では、利用者数のシェアが相対的に小さい事業者は規制の対象から除くこととされていると承知しております。 ○ このため、事業規模によらず全事業者に規制を適用すべきとの御意見は、法律の趣旨に照らして適当ではなく、報告書を踏まえ、利用者数のシェアが相対的に小さい事業者を指定対象外とする電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（以下「本省令案」という。）は適当であると考えます。 	<p>無</p>
<p>第22条の2の15関係（指定事業者の範囲に係る見直し関係）</p>		
<p>意見3 本省令案に賛同。</p> <p>禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準に係る今般の見直しについては、独立系MVNOが創意工夫による独自のサービスを創出・提供することが可能</p>	<p>考え方3</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>となり、モバイル市場における競争の活性化、引いては利用者利便の向上に繋がるものと考えますので、本改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【オペテージ】</p>		
<p>意見4 規制は全事業者を対象とすべき。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>総論でも述べているとおり、本省令案では、規制対象となる事業者基準の緩和（結果的に現行対象となっている一部のMVNO事業者が除外）が示されていますが、本来は事業規模によらず対象の小売サービスを提供している全事業者に公平に適用されるべきであると考えます。加えて、小売サービスで規制の適用を受ける事業者と受けない事業者が混在することは、例えば規制を受けない事業者が多額の割引をして安価に端末を販売することができる一方で、規制を受ける事業者は割引規制により同じ端末でも高価格で販売せざるを得なくなるといった状況が発生することは公正競争観点から問題であり、また利用者の混乱も生じさせることからも適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制対象となる事業者について、電気通信事業法第27条の3では、利用者数のシェアが相対的に小さい事業者は、規制の対象から除くこととされていると承知しております。 ○ このため、事業規模によらず全事業者に規制を適用すべきとの御意見は、法律の趣旨に照らして適当ではなく、報告書を踏まえ、利用者数のシェアが相対的に小さい事業者を指定対象外とする本省令案は適当であると考えます。 	<p>無</p>
<p>意見5 MNOであっても新規参入時点では競争への影響は限定的であることから、今後は、MNO・MVNOの区別をなくした上、指定事業者の範囲を基準化し、これに基づき指定する運用とすべき</p>	<p>考え方5</p>	
<p>本改正案において、「法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者（略）について、百分の四とする」とされ、MVNOIについてのみ見直しが図られておりますが、MNOであっても新規参入時点では競争への影響は限定的であることから、今後は、MNO・MVNOの区別をなくした上、指定事業者の範囲を基準化し、これに基づき指定する運用とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本省令案は、報告書におけるMVNOの対象の見直しを踏まえたものであります。MNOを含めた対象事業者の見直しに関する御意見については、競争環境を適正なものとしていく観点から、総務省において、通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当であると考えます。 	<p>無</p>
<p>第22条の2の16関係（通信料金と端末代金の完全分離に係る規律の見直し関係）</p>		
<p>意見6 本省令案による見直し後も引き続き競争状況を注視いただき、過度な端</p>	<p>考え方6</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>末割引等により公正な競争環境が阻害される状況となった場合などにおいては、3年を待たずに更なる見直しの必要性について議論し、必要な措置を講じることを要望。</p>		
<p>端末割引の上限額に係る今般の見直しは、低中価格帯の端末におけるいわゆる「転売ヤー」や「1円端末」等の問題の抑止の観点からは、一定の効果が期待できるものと考えております。</p> <p>一方で、改正電気通信事業法の趣旨である「通信料金と端末代金の完全分離」について、現在もMNOによる端末割引等に係る違反行為が確認されている状況であることを踏まえると、改正当時の「端末値引き等の誘引に頼った競争慣行を2年を目途に根絶」という目標は達成できていないものと考えております。</p> <p>総務省殿においては、今般の改正以降も、モバイル市場における競争状況を注視いただくとともに、MNOや販売代理店による過度な端末割引等により公正な競争環境が阻害される状況となった場合や、規律違反等の不当な行為が確認された場合は、3年を待たずに更なる見直しの必要性についてご議論いただき、必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見7 本省令案に賛同。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>通信サービスと端末のセット販売時の「白ロム割」を規制の対象とすることは、端末の購入頻度が高いユーザが「1円販売」等の過度の端末値引きにより他のユーザに比べて相対的に得をするなど、ユーザ間の不公平や転売ヤー問題の解消のために必要であると考えており、「白ロム割」について利益の提供の上限額の範囲に含めることに賛同いたします。また、上限額を4～8万円の端末は対照価格の50%まで、4万円以下の端末は2万円までとすることについても、4万円未満のスマートフォンにおける「一括1円販売」等による、過度な端末割引競争やそれにより生じている転売ヤー問題等を改善する観点から、有益と考えられるため、本改正内容についても賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【NTTドコモ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>競争ルールの検証に関する報告書 2023（以下、「報告書 2023」という。）において、「割引額の上限については、原則 4 万円とするが、対照価格が 4 万円から 8 万円までの場合にあつては対照価格の 50%、4 万円以下にあつては 2 万円とすることが適当」とされた内容を踏まえた省令改正案であるため賛同いたします。</p> <p>今回の割引上限規制の見直しにより、低中価格帯端末における「転売ヤー」や「1 円端末」等の問題に対し一定の効果があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>		
<p>意見 8 見直しにより具体的にどう変わるのか分かりやすい説明を行っていただきたい。</p>	考え方 8	
<p>割引上限規制の見直しは大きな変化であるので「白ロム割」のみならず「SIMのみ新規割」や端末購入プログラムにおける免除額を含めて、何がどう変わるのか具体的にわかりやすい説明をしていただきたい。あわせて今後、過度な値引きはなくなることもしっかり周知いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【全国消費生活相談員協会】</p>	<p>○ 本省令案による見直し後の制度について、総務省において、適切な説明や周知を行うことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見 9 不良在庫端末の特例について見直しを検討していただきたい。</p>	考え方 9	
<p>割引上限規制の改正案のうち「4 万円から 8 万円の端末は価格の 50%」は、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号ただし書における不良在庫端末の利益の提供の額の上限（最終調達日から 24 か月経過した場合に対照価格の半額に相当する額）を踏まえて設定されましたが、結果的に改正後はいつでも 50%まで値引きできるようになるため、4 万円から 8 万円の端末については 24 か月経過後に半額まで値引きできるという不良在庫端末をさばくための規定が機能しなくなります。またそもそも、市場においては毎年同一メーカーの後継機種が発売されるため、キャリアの最終調達日から 24 か月経過どころか、12 か月経過した端末ですら価格以外で訴求することが難しい商品となりますので、4 万円から 8 万円までの端末については、販売代理店が不良在庫を抱え込むなどの経営への悪影響がでないよう、12 か月経過後は 1 円まで値引きできるよう見直しをご検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>割引上限規制の改正案により白ロム割が規制されることで、過度な割引は抑制されるものの、販売代理店各社の不良在庫の処分が自由に行えなくなることによる経営への悪影響を強く懸念します。別紙1のP9②で特例の論点の記載がありますが、不良在庫端末の定義についても見直しをご検討いただきたいと思います。具体的には競争ルールの検証に関する報告書2023（案）に対する意見3-27のKDDI株式会社の意見のとおり、グローバル端末メーカーの製造終了を判断するタイミングは日本市場とは無関係であり、メーカー製造終了という定義は廃止する。加えて販売代理店が不良在庫を抱える期間短縮のため、最終調達日からの経過月数（12か月・24か月）の短縮や割引上限（50%・80%）の見直しをご検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【全国携帯電話販売代理店協会】</p>		
<p>意見10 廉価端末の特例における廉価端末の定義は、4万円以下の価格帯の端末のうち、お客様に受け入れられる実態としての廉価端末の額にすべき。</p>	考え方10	
<p>施行規則第22条の2の16第1項第2号口につき、現在は対照価格が2万円（税抜）以下の端末を廉価端末と定義しており、その根拠は利益の提供の上限額が2万円であったためと理解します。（2023年6月22日公表の競争ルールの検証に関する報告書2023（案）においては、利益の上限額の見直しに連動して変更される予定であったため。） 今回の改正では利益の提供可能額の上限は4万円と試算されたので、廉価端末の定義を2万円に据え置く根拠はなく、改めて、廉価端末の価格は廉価端末の価格として、4万円以下の価格帯の端末のうち、お客様に受け入れられている価格帯（実際に購入されている価格帯）を調査のうえ、実態としての廉価端末の額を決定すべきだと思います。</p> <p style="text-align: center;">【全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<p>○ 本省令案では、端末割引上限の最低額を2万円としているため、廉価端末の特例の対象となる端末の対照価格についても2万円とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見11 3Gの移行完了後も、通信方式変更や周波数移行が発生する可能性が考えられることから、今後の状況に応じて、速やかに制度手当の検討していただきたい。</p>	考え方11	

意見	考え方	修正の有無
<p>3G の移行完了後も、通信方式変更や周波数移行が発生する可能性は考えられ、その際には事業者起因で端末が利用できなくなった場合の利用者保護観点から、端末を無償提供できるようにする救済措置が必要となります。</p> <p>「競争ルールの検証に関する報告書 2023」(案) に対する弊社意見への総務省殿考え方においても、以下のとおりお示し頂いていますが、今後の状況に応じて、利用者が不利益を被ることないよう速やかに制度手当の検討を頂きたいと考えます。</p> <p><総務省殿考え方></p> <p>○ 4Gから5G等への移行が本格的に進められる状況になった際は、総務省において、その状況等を踏まえ、必要に応じて、当該特例について検討することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	<p>無</p>
意見 12 法による端末割引の過剰規制は行うべきではない。	考え方12	
<p>電通法による割引の過剰規制は行うべきでは無い。2019年10月に契約を伴う割引に規制をした事で、その年の年末より割引規制の緩い3Gサービスからの移行を対象とした割引合戦が加熱、結果虚偽の申告を行う契約者や販売代理店による乱売が発生。KDDIの3Gサービス終了後鈍化したため鎮火したものの、2021年夏頃からの白ロム割引開始に伴い、利用を目的としない端末のみの購入者が社会問題となる。年度末には買いまわり(転売目的の購入者)が組織化、大量の端末が店舗から取得され、中古市場に多く出回る。</p> <p>結果的に総務省は規制すべき本質を理解せぬまま、ルールを策定するため、多くの国民は恩恵をうけず、一部層の至福を肥やす結果となった。</p> <p>端末販売のみは単なる物販という扱いなのであれば規制する必要はない。</p> <p>また、契約セットに対する値引き規制を行わなければ、通称転売ヤーの社会問題を引き起こすことも少なかった。</p> <p>結局資本力のある大手キャリアはあの手この手で販売代理店に対し施策費用や値</p>	<p>○ 電気通信事業法第27条の3は、我が国のモバイル市場を過度な端末値引き等による誘引に頼った競争慣行から脱却させ、通信サービスと端末それぞれの魅力による競争を適切に機能させることを目指すものであり、現時点においては、必要な規制であると考えます。</p> <p>○ なお、本省令案による見直しを行ったにもかかわらず、今後過度の端末値引きの誘引に頼った競争慣行から脱却できない場合には、総務省において、通信サービスと端末の販売の在り方を含めた検討が必要になると考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>引き原資の支援ができるため、結果的に過剰な値引き制限をすることは無意味だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>		
<p>改正案に反対。</p> <p>そもそも大手通信キャリア4社による携帯電話端末の販売を許すべきでない。</p> <p>通信キャリアは大規模な購買力を持ち、値引きの原資を持つために、長らく携帯電話端末の販売について公正な競争を妨げてきた。SIMフリー版の告知や価格の発表時期などの結果からも鑑みるに、この状況が変わる兆しが見えない。なお在庫処分の値引きの原資は通信料金から捻出されている。</p> <p>また携帯電話端末の仕様そのものにも悪影響を与えている。一例として他社バンド、DualSIM塞ぎが挙げられる。この件について、大手三社が大規模な通信障害を起こさなければ変わらなかった。同様かつ是正されていない事例は枚挙にいとまがない。</p> <p>加えて、転売ヤー対策としても通信キャリアによる携帯電話端末の販売を許すべきでない。</p> <p>例えばiPhoneに関して、転売ヤー最大手は通信キャリアである。在庫を大量に確保しAppleStoreや家電量販店で取り扱われるSIMフリーiPhoneの供給を結果的に絞り、高値で販売している。これらは一般的な転売ヤーよりも組織的かつ大規模に行われている。日本を除く主要先進国では見受けられない事例だ。</p> <p>これらの状況を是認し続けた総務省にはより適切な施策の早期実行を望む。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>自由経済の世の中で、国が商品の販売価格に規制を加えることは、健全な市場育成にならない為、販売価格の規制事態をやめることが重要だ。 人気が無い端末は1円でも売れないことから市場淘汰されていく。</p> <p>規制を考えるのであれば、データ保護がしっかりしているか、セキュリティアップデートがきちんとしているか等で、販売の許可を出せばいいのであって、現在の携帯電話市場は国の不当な介入で今まで以上にゆがんだものとなっている</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>		
<p>意見 13 通信料金と端末代金を完全分離させ、端末購入プログラムのような販売方法は廃止すべき。</p>	<p>考え方13</p>	
<p>端末の価格に対する、長期契約を見込んだ割引をすることは禁止し、端末の価格と通信費を完全に独立させると良い。</p> <p>また、2年後に端末返却するとキャッシュバックのような、実質残化設定型の売り方も廃止し、規制やルールをシンプルにすべき。</p> <p>今の規制方法や販売方法は、一見安く見えて、実はそうでは無い、というパターンを無くすつもりがあるとは思えない。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見 14 端末の一括値引きを禁止し、分割値引きに関しては端末を値引きしてから分割を組むのではなく、端末の支払いと平行して端末の値引きを組むようにすべき。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>そもそも2年縛り、回線とのセット販売を禁止した事で起きた事。それにより転売目的の転売ヤーだけでなく、端末を安く購入する、キャッシュバック目的で普通の人まで家族を使ってなど、短期で会社を転々と移るようになった。端末の値引きに関しては端末の一括値引きを禁止、分割値引きに関しては端末を値引きしてから分割を組むのではなく、セット販売時のように端末の支払いと平行して端末の値</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>引きを組むようにすれば良いと思う。そうすることで端末目的の短期解約は減り、転売も転々と移るような人も減ると思う。今でいうとホームルーターの契約時と同じ方式で良いと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
<p>意見 15 SIM のみ新規契約についても今回見直される通信サービスと端末のセット販売に係る規律と同様の規律となるのか。また、MNO 又はその販売代理店において、端末の割賦購入の場合は割引を行い、一括購入の場合は割引をしないなどといった販売方法に疑問を感じる。</p>	考え方15	
<p>今後、新たな抜け道が出ないことを期待します。 今回の案でsim単体契約も白ロムと同じ規制になるということでしょうか？</p> <p>最近のキャリアまたは代理店の売り方は割賦前提の売り方で、割賦を組むと割引。一括購入だと割引がなくなる。この売り方に疑問を感じています。 あと、割賦の前半二年は、すごく安いのに、後半二年は高額になる。4年使う場合は厳しい。 返す前提の売り方も良くないと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ SIMのみ新規契約については、本省令案による見直しの対象ではないものの、電気通信事業法第27条の3の潜脱行為を防止する観点から、総務省において、報告書の提言を踏まえた電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドラインの見直しが行われるものと承知しています。 ○ 端末の割賦販売に関する御意見については、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 	無
<p>意見 16 施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号における「新規契約」を条件とする利益の提供と、施行規則第 22 条の 2 の 17 第 6 号における「継続利用割引」について、ガイドライン等で考え方と具体的な例示が必要。</p>	考え方16	
<p>改正後の電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」）において、新規の契約締結時の利益提供を定めた施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号と、継続利用割引について定めた施行規則第 22 条の 2 の 17 第 6 号が、新規の契約締結時の利益提供においてどのように関係してくるのか、ガイドライン等で考え方と具体的な例示が必要と考えます。</p> <p>新規の契約締結時における利益提供の可否を判断するための期間が「継続利用」に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見は、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>該当してしまうことを例示として、施行規則第 22 条の 2 の 17 第 6 号がおこなわれているとされており、同号でも「当該契約を締結した日の属する月の初日から起算して六月を経過する日までの間は、当該利用者が受けることとなる一月当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金」として、新規の契約締結による利益提供が継続利用割引の規定の範囲であるとして改正案が作成されています。</p> <p>新規の契約締結時の利益提供を定めた施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号の内容も併せて解釈すると、新規の契約締結を条件とした利益提供は</p> <p>施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額料金の割引の禁止 ・利益提供の上限額は 4 万円 ・提供が可能な利益の範囲は、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる内容 <p>施行規則第 22 条の 2 の 17 第 6 号として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約を締結した月を初月として 6 ヶ月は「月額料金の 1 か月分／月」まで ・6 ヶ月を過ぎたら「月額料金の 1 か月分／年」まで <p>とあり、それぞれの条文を合わせると、4 万円の利益提供を完了するまで相応の年数が必要になるとも解釈できます。</p> <p>例えば、NTT ドコモ社が提供する「ahamo」ですと月額料金が 2,970 円ですから、上述の通りに解釈すると、契約締結から 90 ヶ月を経過しても 4 万円の利益提供がおこなえないことになり、これまで以上の期間拘束が発生してしまいますので、上述の解釈は誤りであろうと考えます。</p> <p>(契約を締結した月から 6 ヶ月間は 2,970 円。以降、1 年後の 18 ヶ月目から 12 ヶ月おきに 2,970 円の利益提供をおこなうとして計算しました)</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>このように、複数の解釈ができるため、一般的に多くの事業者がいわゆる「キャンペーン」として提供している「通信料金の割引」「端末の割引」「キャッシュバック」「ポイント」などにおいて、どのような利益提供であれば施行規則の規律の範囲であるのか又はしないのかを具体的に記載する必要があると感じました。</p> <p>特に現在の規律では提供可能としている「移動電気通信役務の料金（付加的な機能の提供の料金を除く。）の減免その他これと同等の利益」に該当しない利益提供について、どのような形であれば施行規則第 22 条の 2 の 17 第 6 号に該当するのかが明確に示す必要があると考えます。</p> <p>また、施行規則第 22 条の 2 の 17 第 6 号で定めてある「その他経済的利益」には何が該当するのか、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 1 号ニにある「その他の経済的な利益」と関連性があるのか、についてもガイドライン等で具体的な内容の記載が必要と考えます。</p> <p>さらに、現在の規律では、届出媒介等業務受託者が電気通信事業者の奨励金などを得ずに独自に自社の費用を用いて行う利益提供に関しては利益提供の上限には含まれていないでしたが、そのような「白ロム割」に該当しない利益提供も多く行われている中で、このような利益提供も施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号の規律の対象となり得るのかを明確にする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人 8】</p>		
<p>意見 17 端末の割引上限の範囲にはどのような割引が含まれるのか。また、端末の下取り額について十分に注視すべき。</p>	<p>考え方17</p>	
<p>割引上限規制には具体的にどのような割引が含まれるのか。 現在も、固定回線とセットの場合は多額のキャッシュバックが行われている。 サブスクアプリ等の加入で値引金額増額もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 割引上限の対象となる利益の提供は、例えば、端末代金の値引き、金銭、ポイント、商品券、クーポン等が考えられます。 ○ 端末の下取り額に関する御意見については、必 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>端末の値引きを規制してもノジマなどの量販店は高額端末下取りを独自で実施して、実質の負担金を下げる。 端末下取価格を増額するインセンティブ（原資）はキャリアがニギリで提供してきた。 よって、高額端末下取り（下取金額増額）は十分にウオッチすべき項目である。 【個人9】</p>	<p>要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	
第22条の2の17関係（行き過ぎた囲い込みの禁止に係る規律の見直し関係）		
<p>意見18 本省令案による見直し後も競争環境を引き続き注視し、「料金・サービス本位の競争」環境が実現された際には、電気通信事業法第27条の3第2項第1号の規定に基づき制約されている利益の提供に関するサービスについて、その対象の緩和を要望する。</p>	<p>考え方18</p>	
<p>電気通信事業法第27条の3の規律については、「競争ルールの検証に関する報告書2023」（2023年9月電気通信市場検証会議競争ルールの検証に関するWG取りまとめ）第5章に記載のとおり、「通信料金と端末代金の完全分離」と「行き過ぎた囲い込みの禁止」を柱とし、「料金・サービス本位の競争」環境を目指して導入されたものと認識しております。 本改正案は、「行き過ぎた囲い込みの禁止」に係る継続利用割引規制について、長期にわたって利用者を拘束するものに限定する等の緩和を行うものと理解しますが、改正後も競争環境を引き続き注視いただき、「料金・サービス本位の競争」環境が実現された際には、同条第2項第1号の規定に基づき制約されている利益の提供に関するサービスについて、その対象を緩和していただくことを要望いたします。 【楽天モバイル】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見19 本省令案に賛同。</p>	<p>考え方19</p>	
<p>本省令改正案に賛同いたします。 なお、報告書2023に記載された長期にわたって利用者を拘束する行為とまでは言えない事例（下記i）、ii）については、それぞれ「当該契約において当該利益</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>の提供を約し、又は約させる場合に限る。」「当該契約を締結した日の属する月の初日から起算して六月を経過する日までの間は、当該利用者が受けることとなる一月当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金」との記載を追加することにより解消されるものと理解しております。</p> <p>i) 契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約していない場合（例えば、3Gから4G又は5Gへの移行を行う際、3G利用者に対してキャンペーン割引を行う場合や既に新規受付を終了している自社プランからの移行者に限定した割引を行う場合）</p> <p>ii) 料金割引が適用されることの判定に一定期間を要する場合（例えば、月末に申込みのあった利用者に対する割引の適用有無をシステム都合により翌月の初日に処理を行う場合）</p> <p style="text-align: center;">【KDDI】</p>		
意見 20 長期利用者を優遇すべき。	考え方20	
<p>それ以前にまず端末を返納したら残金を免除という見せかけのアホなことを止めさせろ。こういうプログラムは名前が騙す気満々でちゃんと「リース」というのを利用者にわからせろと言いたい。特にドコモのオンラインショップなんて返納ありきの詐欺まがいの金額を前面に出してる。一瞬それで買えるほど安いのかと見たらリース価格でぼったくり。あとキャリアのホームページ上で料金を税抜きで安く見せかけてることにダンマリしてるあなた方が口を出して庶民の暮らしが良くなることはない。</p> <p>端末の割引上限よりもまず同じキャリア（SIM）を使ってる人のみ（年数に応じて）を割引にすればすべて丸く収まる。昔と違い今はSIMフリーでメーカーが直販していることが多いからキャリアが端末のみ等で馬鹿みたいに格安にする必要はない。</p> <p>特にキャリアでずっと長期利用で同じSIMを使ってる人で端末を転売とかする人が皆無でこの人達が納めた料金でキャリアが端末の割引をできるほど余裕あるのにそれが長期利用してる人達には還元せず新規契約やMNP等しまくってる糞連中</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>に還元してるのが根本的におかしい。</p> <p>長期利用者を優遇すれば転売してる糞以外は誰も反発しないし優遇を受けたければ同じキャリアを使えばいいという誰でも例え馬鹿でもわかる流れになる。数十年以上を利用してる人達を詐欺扱ってるキャリアをどうかしろ。それを無視して詐欺に加担してるのが総務省だ。</p> <p>あと今はまた基本料金が値上げしまくってることに無関心って長期利用者に死ねと宣戦布告してるのが総務省なのか？長期利用者には無関心の理由を総務省に聞きたいし発表しろと言いたい。詐欺師の鴨ならちゃんと総務省が「長期利用者は詐欺師の鴨だ」と言えと言いたい。</p> <p>長期利用者にとっては昔とほとんど毎月の支払が変わってない 昔は基本料金が高いが端末の割引が機種変更でも受けた 今は基本料金は少しは安くなっても機種変更だと端末（端末の値上げしまくってるのに）の割引対象外 基本料金+端末という意味では昔とあまり支払いに大差ない。</p> <p>それからキャリアに言えることだが一部の店舗で使えない機種（発売から時間が経ち知識のある人は誰も手を出さず人気がない機種）を老人や知識がない人達に言葉巧みにだまして安値なら文句は言えないがそれを定価で販売してるのを潰せと言いたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>		
附則（施行日関係）		
意見 21 施行日は、1月1日以外にすることを要望。	考え方21	
<p>この度、電気通信事業法施行規則等の一部改正について内容を拝見させていただきました。一部内容を見直していただきたい部分があり意見を提出させて頂いた次第です。</p> <p>事業法 27 条等の見直し施行日について、元旦からでは無い日程で調整頂けないで</p>	<p>○ 頂いた御意見を踏まえ、本省令案及び電気通信事業法第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件の一部を改正する告示案（以下「本告示案」という。）の附則について、次のとおり</p>	有

意見	考え方	修正の有無
<p>しょうか。元旦は通常時よりも非常に繁忙時であること、社会的に本社機能が止まっている事などを踏まえて、現場混乱が招きかねない懸念事項が十分にあり得ます。</p> <p>1月15日以降、又は元旦前の改正などを強く要望させていただきます。</p> <p>大変お手数ではございますが、ご検討の程を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【プラザクリエイト】</p>	<p>修正することが適当と考えます。</p> <p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本省令案 この省令は、<u>令和六年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。</u> 	
<p>本施行規則等の一部改正は、2024年1月1日に施行とのことですが、1月1日は国民の休日となります。現場のショップにおいては単に店頭における売価の表示だけでなく、販売管理システムのマスターの変更など12月31日までの運用から大きな変更が入るにも関わらず、問い合わせ先のキャリアも会社本部も営業していない状況は混乱が生じる懸念があります。つきましては、施行日を12月下旬または1月中旬などの休日以外の日に変更いただくことを希望します。(具体的には2023年12月27日・水曜日を希望します。)</p> <p style="text-align: right;">【全国携帯電話販売代理店協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本告示案 この告示は、<u>令和六年一月一日から施行する。</u> 【修正案】 ・本省令案 この省令は、<u>令和五年十二月二十七日から施行する。</u> 	
<p>本施行規則等の一部を改正する省令の施行日案に関して、できる限り現場の混乱をさけるためにも、多くのお店が年末年始休業期間である2024年1月1日元旦施行ではなく、1月中旬営業日の施行を希望いたします。後ろ倒しが困難な場合は2023年12月27日(12月下旬営業日)の施行を希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【ベルパーク】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本告示案 この告示は、<u>令和五年十二月二十七日から施行する。</u> 	
<p>電気通信事業法改正の施行につきましてご検討よろしく申し上げます。</p> <p>改正に伴い現場での準備・周知に通常より時間を要する事より、年末年始の施行は避けて頂きたいです。対象時期は店舗での稼働人員が少なくなる為ガイドラインも定まってない中、前倒しも期間的に困難である為に令和6年1月中旬以降に変更していただき、準備を行いたい。また施行の前倒しが困難な場合は</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>12月下旬の営業日に変更していただくと、現場での混乱がなくなります。</p> <p>ご検討いただけます様よろしくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【圓陣】</p>		
<p>本省令案の施行日については、法令を遵守すべく適切な運用を徹底するため、事業者における一般的な年末年始休暇日程（2023年12月29日から2024年1月3日）を避けた営業日（例えば、年末年始休暇前々日の2023年12月27日）にて施行としていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>		
<p>本省令案は2024年1月1日に施行とされていますが、価格やサービスの改定を行う際には、正常に切り替えが行われるよう切り替え後の正常稼働の確認等を行っており、今回も同様に、年末年始の休日にもかかわらず、現場の混乱によるミスや事故リスク等の回避のため、正常な切り替えが行われるように特別な体制を組む必要があります。</p> <p>現在「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」の改正に関する意見募集中であり準備期間が短期間であること、また年内の最終日は対応に余裕が持てないおそれあること等を考慮し、施行日は2023年12月27日として頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク】</p>		
<p>本省令案の施行日は2024年1月1日とされていますが、年末年始時期であり、これに伴う不測の事態等が起きた場合、対応は限定的とならざるを得なくなることが考えられます。つきましては、これを2023年12月27日としていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル】</p>		
<p>本省令施行日については、一部を除いて2024年1月1日とされており、年末年始での施行となります。施行日が1月1日となる場合、新ルールへの対応として、12月31日営業終了後に、店頭での訴求物等の切り替え、それらが正しく切り替わ</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>っているかのチェック等が必要となります。また、1月1日の営業開始前までに、販売代理店による運用開始前の正常性確認等も必要になってきます。</p> <p>これらの切り替え作業と確認を、通常営業日ではなく、さらに年末年始の休日にもかかわらず実施することとなり、販売代理店の負荷が膨大となります。また、弊社としても販売代理店サポート体制を可能な限り強化した上で運用開始したいと考えておりますが、通常営業日ではないため、不測の事態への対応が遅れてしまう可能性があります。</p> <p>従って、販売代理店や事業者の負荷に配慮いただき、省令施行日は、前後が休日ではない12月27日（水）に前倒しいただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI】</p>		
<p>改正の内容につきましては、同意致しますが施工日時につきまして再度ご検討頂きたいご連絡させて頂いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の改正施行がR6年1月1日になっておりますが、年末年始の施行には反対致します。施行に対しての準備、周知等が通常以上の管理が必要となる為 ・現場の運用やガイドラインも定まっていない中、前倒しが困難であると判断致しますのでR6年1月中旬ごろへ変更して頂きたい。 <p style="text-align: right;">【個人10】</p>		
<p>その他</p>		
<p>意見 22 販売現場などの状況改善にも目を向けてほしい。</p>	<p>考え方22</p>	
<p>現在は退職しておりますが、私自身は以前は通信会社の店頭スタッフとして合計約8年程働いておりました。</p> <p>その時の現場での体験なども含めて意見を述べたくこちらに意見提出をしております。</p> <p>-1-</p> <p>モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3において、携帯電話事業者等に対する規律</p>	<p>○ 頂いた御意見については、必要に応じ、総務省における今後の政策検討の際の参考とされるものと考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>(通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止)を規定。</p> <p>まずこちらに関しては、通信料金と端末代金の完全分離をするのであれば</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 端末メーカーが新しく販路を開拓する労力 2. 全キャリアのアンテナを内蔵することによる開発期間の長期化やコストアップ 3. 売れにくい端末、採算の取れない端末の廃止 <p>例えばご年配の方向けのスマホ主力メーカー富士通が事業を譲渡する またメーカーが技術的なチャレンジした端末をキャリアが金銭的なフォローが不可能になる</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 買う側に知識がかなり必要になってくる <p>他にもまだ問題はあると思いますが、数分考えただけでもこのような問題が出てきます。 特に2.と3.に関しては、メーカーの存続にも関わることである。</p> <p>-2- 割引上限規制</p> <p>まず、現場で働いていた者としての考えでお伝えするなら非常に厳しい内容だと思う。</p> <p>現場で働いていた人間としての意見にはなるが、人口減少や通信業界全体のパイでただ奪い合うしかない中で前年比以上の売り上げを求められるからである。 また、割賦契約を出来ない人に対しては一括での販売は可能になるのでそういった意味では一括の販売で特価の商品もあるべきだと思う。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>今ではただの通信端末ではなく、電気や水道に近い生活必需品であり、無いと仕事を探したり他人と連絡も取ることさえ難しいインフラに近い製品だと思う。</p> <p>また根本的に、割引の規制とかではなく通信事業者の社内のそういった販売のノルマ等の問題を解決も必要だと思う。</p> <p>これに関しては後に意見を詳しく述べる。</p> <p>-3-</p> <p>これは今回の内容と少し話が変わってくるとは思いますが述べておきます。</p> <p>上記-2-にて述べた、前年以上の売り上げやノルマに関して。</p> <p>これは非常に問題として深く、この問題は最近話題にビッグモーターに近い内部状況にもある。</p> <p>売らないと契約切られたり、店舗を飛ばされたり、虚偽のでっちあげで退職に追い込まれたり、なぜ売れないのか長時間恫喝されたりもする。</p> <p>そうならない為に、客を騙したり、コンプライアンス違反をしたり、強引な販売方法をとったりするスタッフが増え、そしてそういったスタッフはクレームが多くても、販売や契約の獲得が多いので上層部からは気に入られたりする。</p> <p>そしてそれを良しとしている上層部にも問題がある。</p> <p>もちろん、通信事業者としては利益も必要であり、通信設備の増強や今後世界に遅れないような通信技術の研究も必須である。</p> <p>なので何が何でも通信料を安くすればいい、端末を安くすればいいという問題だけではないが、こういった現場の状況の改善にも目を向けてほしいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>		

(2) 電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件の一部を改正する告示案関係

意見 23 本告示案に賛同。	考え方23	
独立系 MVNO が創意工夫による独自のサービスを創出・提供することが可能となり、モバイル市場における競争の活性化、引いては利用者利便の向上に繋がるものと考えますので、本告示案に賛同いたします。 <div style="text-align: right;">【オプテージ】</div>	○ 賛同の御意見として承ります。	無

※提出された御意見については、整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第二項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準)
 第二十二条の二の十五 法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。)について、百分の四とする。

〔2・3 略〕

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

第二十二条の二の十六 法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。

〔一 略〕

二 対象設備の購入等をする^{こと}又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを含む。)を条件(前号に規定する条件を除く。)とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。)が、四万円(利益の提供を約し、又は約させる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円を超え八万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格の五割に相当する額又は二万円のいずれか高い額、対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格)と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

〔イ・ロ 略〕

ハ 対象設備が、第三世代携帯電話サービス(電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスをいう。)(その提供を廃止するために当該第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。)の利用者(第三世代携帯電話サービスのみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。)が当該第三世代携帯電話サービスの通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準)
 第二十二条の二の十五 法第二十七条の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。)について、千分の七とする。

〔2・3 同上〕

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

第二十二条の二の十六 〔同上〕

〔一 同上〕

二 移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること(移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることを含む、継続利用を除く。)(及び対象設備の購入等をする^{こと}を条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む、継続利用を除く。))を条件とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十条の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。)が、二万円(利益の提供を約し、又は約させる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格)と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 対象設備が、特定の通信方式を用いた移動電気通信役務(その提供を廃止するために当該移動電気通信役務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。)の利用者(当該通信方式のみに対応した移動端末設備(当該通信方式及びPHSのみに対応した移動端末設備を含む。))を現に利用している者に限る。)が当該移動電気通信役務の通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるもの又はPHSの利用者(PHSのみに対応した移動端末設備(特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備であつて、データ伝送役務(従としてその利用の態様が著しく制限

〔削る〕

2

一 この条及び次条において「対照価格」とは、次に掲げる価格をいう。
一 電気通信事業者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。）が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうちいずれか高い価格
(1) 当該複数の価格のうち最も高い価格

(2) 当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該電気通信事業者における調達価格。ロにおいて同じ。）
ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格のいずれか高い価格

〔二略〕

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件）
第二十二條の二の十七 法第二十七條の三第二項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

六 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる当該契約に係る移動電気通信業務の料金の減免その他の経済的利益（特定経済的利益に該当するものを除く。）の提供（当該契約において当該利益の提供を約し、又は約させる場合に限る。）であつて、それにより利用者が受けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金（当該契約を締結した日の属する月の初日から起算して六月を経過する日までの間は、当該利用者が受けることとなる一月当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの

2

〔同上〕

イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合 当該複数の価格のうち最も高い価格
〔新設〕

ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該電気通信事業者における調達価格）のいずれか高い価格
〔二 同上〕

第二十二條の二の十七 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる当該契約に係る移動電気通信業務の料金（付加的な機能の提供の料金を除く。）の減免その他これと同等の利益（特定経済的利益に該当するものを除く。）の提供であつて、それにより利用者が受けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金を超えるものであること。

料金)を超えるものであること。

(移動電気通信役務に関する規定の準用)

第四十条の二 法第七十三条の三において準用する法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供及び法第七十三条の三において準用する同項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件については、それぞれ第二十二條の二の十六及び第二十二條の二の十七の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	第二十二條の二の十六第二項	一 電気通信事業者(その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。)が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格	一 届出媒介等業務受託者(その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。)が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格
		イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうち最も高い価格	イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうち最も高い価格
		(2) 当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調	(2) 当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調

(移動電気通信役務に関する規定の準用)

第四十条の二 〔同上〕

〔同上〕	第二十二條の二の十六第二項	一 〔同上〕	一 〔同上〕
		イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうち最も高い価格	イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうち最も高い価格
		〔新設〕	〔新設〕

達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種（電気通信設備）の当該対象設備（同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該電気通信事業者における調達価格。ロにおいて同じ。）

ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格のいずれが高い価格

達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種（電気通信設備）の当該対象設備（同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該届出媒介等業務受託者における調達価格。以下この項において同じ。）

ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める価格
〔(1) 略〕
(2) 当該対象設備が委託電気通信事業者以外の者から調達したものである場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格のいずれが高い価格

ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備）の当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該電気通信事業者における

ロ 〔同上〕

〔(1) 同上〕
(2) 当該対象設備が委託電気通信事業者以外の者から調達したものである場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
	「二略」
	<p>「二略」</p> <p>三 届出媒介等業務受託者及び委託電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格</p> <p>イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうちいずれか高い価格</p> <p>(1) 当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>(2) 当該対象設備の調達価格</p> <p>「ロ略」</p>
「二同上」 る調達価格)のいずれか高い価格	
<p>「二同上」</p> <p>三 届出媒介等業務受託者及び委託電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格</p> <p>イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合 当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>「新設」</p> <p>「ロ 同上」</p>	

(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和五年十二月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>〔4 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和六年一月一日までに廃止するものとする。</p> <p>〔4 同上〕</p>
---	---

附 則

この省令は、令和五年十二月二十七日から施行する。ただし、第十二条の規定は、公布の日から施行する。

○総務省令告示第

号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>改正後</p> <p>「一〇六 略」 「削る」 七〇十三 「略」 「削る」 十四〇二十八 「略」</p>	<p>改正前</p> <p>「一〇六 同上」 七〇 株式会社インターネットイニシアティブ 八〇十四 「同上」 十五 株式会社オプテージ 十六〇三十 「同上」</p>
---------------------------	---	--

附 則

この告示は、令和五年十二月二十七日から施行する。

電気通信事業法施行規則等の一部改正

(「競争ルールの検証に関するWG」の議論を踏まえた規定整備)

概要

令和5年11月

- モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3において、携帯電話事業者等に対する規律（①通信料金と端末代金の完全分離、②行き過ぎた囲い込みの禁止）を規定。
- 2019年の改正電気通信事業法の施行から3年経過後の施行状況を踏まえ、「競争ルールの検証に関するWG」において、規律の見直しの検討を実施。
- 今般、競争ルールの検証に関する報告書2023（以下「報告書」という。）が取りまとめられたところ（令和5年9月11日公表）、報告書の内容を踏まえ、必要となる省令等の改正を行うもの。

主な改正	現 行	改正案
①割引上限規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「白ロム割」は非規制 ・ 上限は一律2万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ セット購入時の「白ロム割」も規制対象 ・ 上限は原則4万円。ただし、4万円から8万円の端末は価格の50%、4万円以下の端末は2万円
②継続利用割引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信料金（同等のものを含む。）以外是非規制 ・ 長期拘束を意図せぬ継続割引が規律の対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信料金（同等のものを含む。）以外も規制対象 ・ 長期（6ヶ月）にわたって利用者を将来的に拘束する契約のみに限定
③対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ MNOとその子会社等 ・ 契約数が0.7%（100万）を超える独立系MVNO（IIJ、オプテージ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MNOとその子会社等 ・ 契約数が4%（500万）を超える独立系MVNO（現時点で、対象なし）
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売価格が一の場合、対照価格は調達価格と比較（複数の価格を設定する場合は調達価格と比較せず） ・ 通信方式変更／周波数移行時の特例 ・ 既往契約更新特例は2024.1.1までに廃止予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の価格を設定する場合でも、調達価格と比較 ・ 特例廃止（3Gから4G・5Gへのマイグレ特例は存置） ・ 予定どおり、既往契約更新特例を廃止

- 本WGは、「電気通信市場検証会議」の下で、2020年4月から開催。
- 本WGは、2019年10月に施行された改正電気通信事業法において実施した通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束等の行き過ぎた囲い込みの是正のための制度整備等の効果やモバイル市場に与える影響の評価・検証を行うことを目的とする。
- これまで、2020年から毎年の評価・検証を行い、その結果を取りまとめた報告書を毎年公表。
- 2023年は、特に2019年改正事業法により導入された制度の施行3年後の見直しを中心に検証し、同年9月11日に報告書を公表。

【構成員】(50音順)

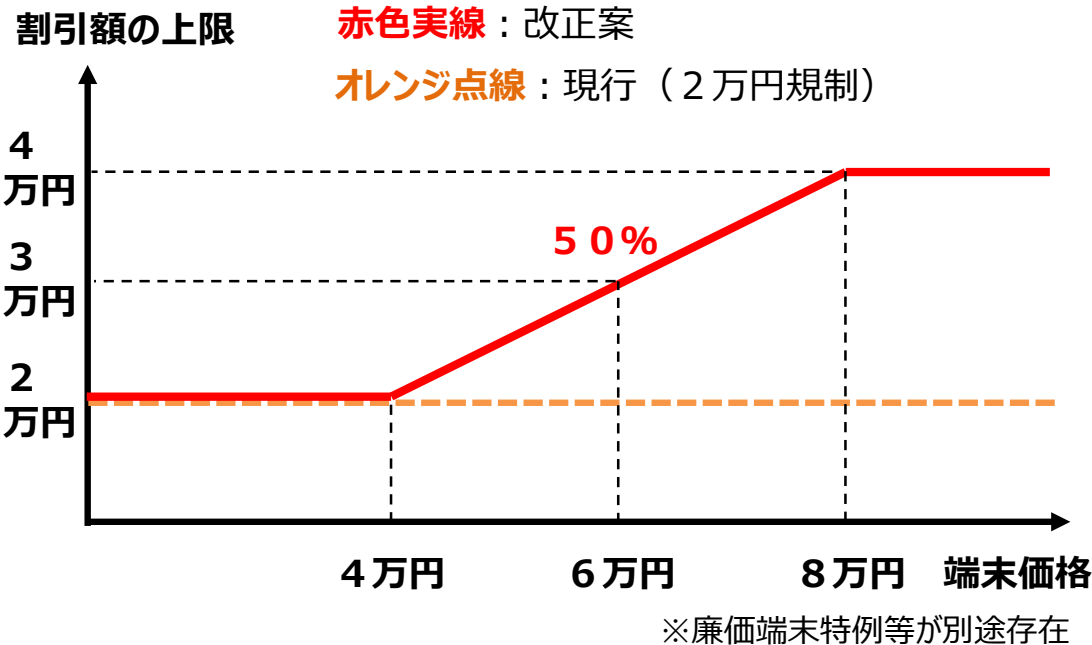
相田 仁 東京大学名誉教授
大谷 和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
大橋 弘 東京大学 公共政策大学院 教授
北 俊一 株式会社野村総合研究所 パートナー
佐藤 治正 甲南大学 名誉教授
関口 博正 神奈川大学 経営学部 教授
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

【主査】 新美 育文 明治大学 名誉教授

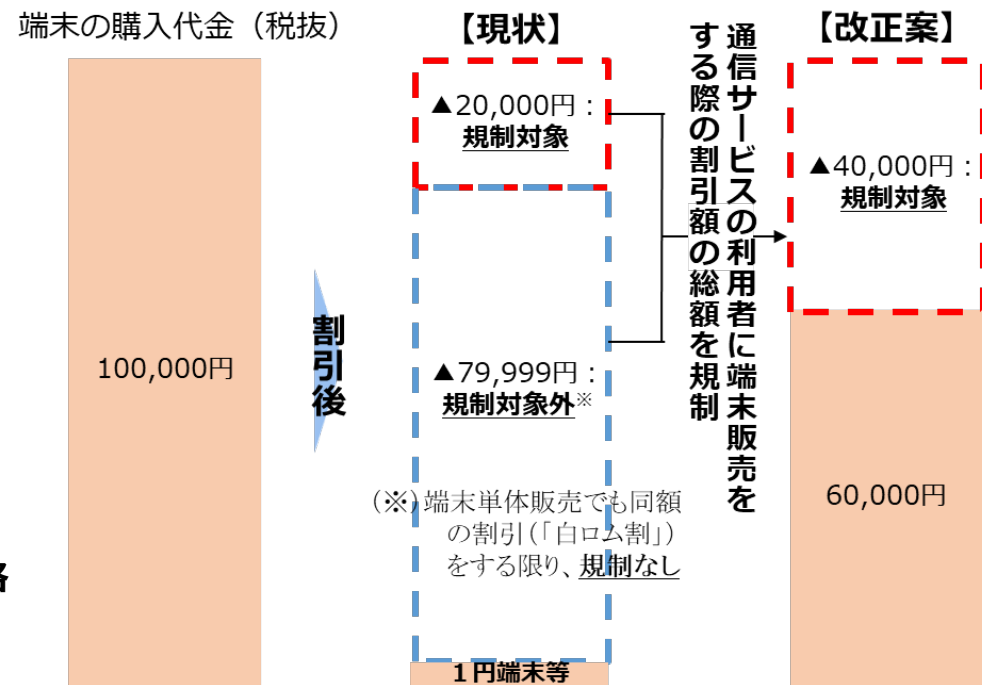
西村 暢史 中央大学 法学部 教授
西村 真由美 全国消費生活相談員協会 IT研究会 代表

- 現行の割引上限 2 万円規制について、導入後の一定期間は、規制の導入効果が現れていたが、「白ロム割」※が始まったことにより、再び「1 円販売」等の大幅な端末値引きが行われるようになった。
 - ※ 端末の購入等をするのみを条件とすることで上限 2 万円規制の対象外となる端末値引き
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、割引上限規制の見直しについて、次のとおり取りまとめられた。
 - ・ 現行制度上、利益の提供の上限額の範囲に含めていない「白ロム割」は、割引額の上限の範囲に含めることが適当
 - ・ 割引額の上限については、最新データに基づいて、原則 4 万円とするが、対照価格が 4 万円から 8 万円までの場合にあっては対照価格の 50%、4 万円以下にあっては 2 万円とすることが適当
- 報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）の改正を行う。

● 割引額の上限



● 白ロム割規制



第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

2. 通信料金と端末代金の完全分離に係る規律の見直し

(1) 上限2万円規制に係る規律の見直し

③ 考え方

ア 潜脱行為の防止

(略)

すなわち、現行制度上「白ロム割」については利益の提供の上限額の範囲に含めないこととされているが、通信サービスと端末のセット販売（機種変更の場合を含む。）に際して行われる「白ロム割」については、上限額（イ参照）の範囲に含めることとすることが適当である。

なお、割引の基点である対照価格について、現行制度上、一の価格のみが設定されている場合には当該一の価格と調達価格のいずれか高いものとなるが、複数の価格が設定されている場合には最も高い価格が採用されることとなり、調達価格との比較がない。

この場合には、事業者が価格を不当に抑制することによる規制の潜脱が行われるおそれがあることを踏まえれば、その潜脱を防止する観点から、複数の価格を設定する場合であっても、対照価格が調達価格を下回らないように見直すことが適当である。

(略)

イ 上限額の見直し

1. ④の考え方で示したとおり、「通信料金と端末代金の完全分離」という改正法の考え方を維持することが適当である。他方で、改正法施行時と現在とではモバイル市場における状況が異なっていることを踏まえると、上限額の算出方法を踏襲しつつ、最新のデータ（改正法施行後の2020年度から2022年度までの3年間の平均値）を用いることが適当である。

(略)

以上の考え方により平均的な利用者1人の通信料収入から得られることが期待される利益を算出すると、約4.1万円（ARPUの3年平均（4,137円）×営業利益率の3年平均（18.9%）×端末の3年平均使用年数（53.2月）＝41,597円）となることから、上限額については、その算出した額の内数である4万円とすることが適当である。

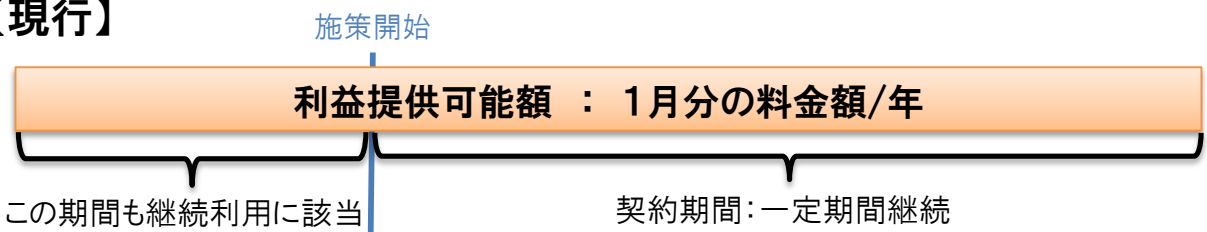
ただし、割引額の上限を一律4万円とした場合に低中価格帯の端末において、いわゆる「転売ヤー」や「1円端末」等の問題が発生するおそれがあること、現行のガイドラインにおいて、不良在庫端末の割引上限は、最終調達日から24か月経過した場合に、対照価格の半額（50%）とする特例を認めていることを踏まえると、現行の割引額の上限である2万円を超える割引額の上限については、在庫端末特例の基準（50%）を考慮することが適当である。

このため、割引額の上限については、原則4万円とするが、対照価格が4万円から8万円までの場合にあっては対照価格の50%、4万円以下にあっては2万円とすることが適当である。

(略)

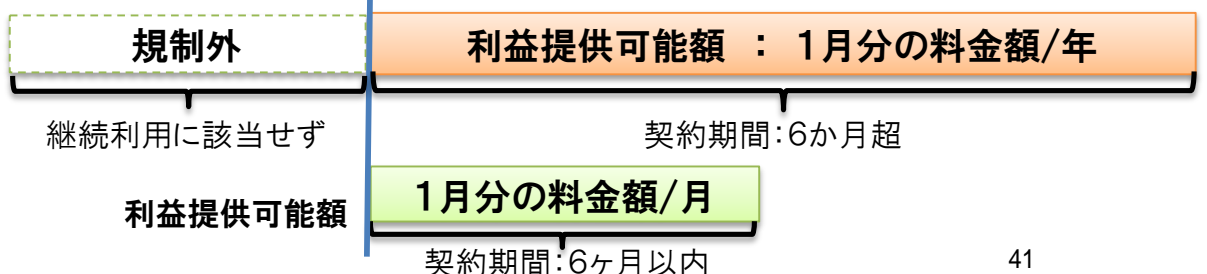
- 現行の継続利用割引は、「契約を一定期間継続していたことに応じて利用者に対して行われる」利益の提供を規律対象としているところ、長期にわたって利用者を拘束する行為とまでとはいえない、次の場合も継続利用割引に該当することになる。
 - ・ 契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約していない場合
 - ・ 料金割引が適用されることの判定に一定期間を要する場合
- 一方、継続利用に応じた高額な利益提供でも、通信料金割引（同等のもの）以外の利益の提供については規制の対象外。
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、継続利用割引の見直しについて、次のとおり取りまとめられた。
 - ・ 継続利用割引の規律対象は、契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約することで、長期（例えば6か月を超える期間）にわたって利用者を拘束するものに限定することが適当
 - ・ ただし、長期でない場合であっても、過度な継続利用割引を行うことは適当ではないため、このような割引が行われないよう必要な対応を行うことが必要
 - ・ 継続利用に応じた通信料金割引（同等のもの）以外の利益提供も規律の対象とすることが適当
- 報告書を踏まえ、施行規則の改正を行う。

【現行】



※ 規律対象は「通信料金割引その他これと同等の利益」

【改正案】



※ 規律対象は「通信料金割引その他の経済的利益」

第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

3. 行き過ぎた囲い込みの禁止に係る規律の見直し

○ 継続利用割引規制に係る規律の見直し

③ 考え方

継続利用割引については、契約時点において将来の継続利用に応じた割引（例えば、契約時点において約した、2年間継続利用した場合の2年後の通信料金割引）を行うことを約することが長期にわたって利用者を拘束することになり得ることから規律対象としたものである。

しかし、現行制度において「契約を一定期間継続していたことに応じて利用者に対して行われる」利益の提供を規律対象としたことにより、次の場合も継続利用割引に該当することになっている。

- i) 契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約していない場合（例えば、3Gから4G又は5Gへの移行を行う際、3G利用者に対してキャンペーン割引を行う場合や既に新規受付を終了している自社プランからの移行者に限定した割引を行う場合）
- ii) 料金割引が適用されることの判定に一定期間を要する場合（例えば、月末に申込みのあった利用者に対する割引の適用有無をシステム都合により翌月の初日に処理を行う場合）

このi)・ii)の場合については、通常、長期にわたって利用者を拘束する行為とまでは言えないことから、継続利用割引の規律対象としては、契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約することで、長期（例えば6か月を超える期間）にわたって利用者を拘束するものに限定することが適当である。ただし、長期でない場合であっても、過度な継続利用割引を行うことは適当ではないため、このような割引が行われないよう必要な対応を行うことが必要である。

また、現行制度では、継続利用に応じた高額の利益の提供であっても通信料金割引以外の利益の提供については認められているが、制度趣旨を踏まえれば、こうした利益の提供については、通信料金割引による利益の提供と同様に、規律の対象とすることが適当である。

- 現行の指定対象事業者の基準は、MNO、MNOの特定関係法人及び利用者の数の割合が0.7%を超えるMVNO。
- 他方、改正法施行時と比較してMVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下しているところ。
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、指定対象事業者の見直しについて、次のとおり取りまとめられた。
 - ・ MVNOの指定対象範囲を4%（約500万人相当）とすることが適当
 - ・ MNOの特定関係法人であるMVNOは、潜脱の防止の必要性に変化はないことから、引き続き指定対象とすることが適当
- 報告書を踏まえ、施行規則及び法第27条の3の適用を受ける事業者の指定告示（令和5年総務省告示第291号）の改正を行う。

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	独立系MVNO
<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTコミュニケーションズ ・ NTTビジネスソリューションズ ・ NTTPCコミュニケーションズ ・ NTT BP ・ NTTメディアサプライ ・ NTTリミテッド・ジャパン ・ ドコモCS 	<p>シェアの基準を 0.7% ⇒ 4%</p> <p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IIJ ・ オプテージ ➡ 対象外 </p> <p style="text-align: right; font-size: 2em; color: red;">➡</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="margin: 0;">計28社 (現行は計30社)</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI ・ 沖縄セルラー電話 ・ UQコミュニケーションズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェイコム地域会社(11社)※ ・ ソラコム ・ 中部テレコミュニケーション ・ ビッグロープ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトバンク 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天モバイル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天コミュニケーションズ 	

※ 大分ケーブルテレコム、ケーブルネット下関、ジェイコムウエスト、ジェイコム九州、ジェイコム埼玉・東日本、ジェイコム札幌、ジェイコム湘南・神奈川、ジェイコム千葉、ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ、横浜ケーブルビジョン

第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

4. 指定事業者の範囲に係る規律の見直し

③ 考え方

MNOとMVNOとの契約者シェアについては、改正法施行の前後で比較すると、施行前はMVNOのシェアが年1.2%の伸びを見せていたが、施行後はほぼ横ばいとなっており、施行前の勢いはなくなっている。また、MNOの新料金プランの導入により、MVNOにおける従前の価格優位性が低下している。これらを踏まえれば、改正法施行時と比較してMVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下していると考えられる。

このような状況を踏まえれば、通信市場における現時点での競争状況においては、MVNOの競争への影響は少ないと考えられることから、MVNOにおける指定事業者の範囲を見直すことが適当である。この場合において、2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数（約500万人）程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないとも考えられることから、MVNOの指定対象範囲を4%（約500万人相当）とすることが適当である。

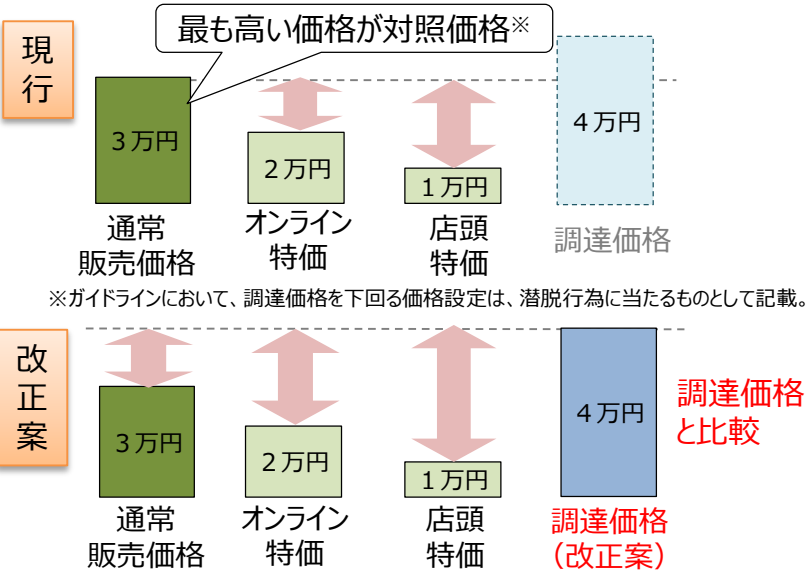
ただし、MNOの特定関係法人であるMVNOについては、潜脱の防止の必要性に変化はないことから、引き続き指定対象とすることが適当である。

なお、指定対象事業者の範囲については、MNOとMVNO間の競争環境、MVNO間の競争環境、MNO間の競争環境を適正なものとしていく観点から、引き続き、通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当である。

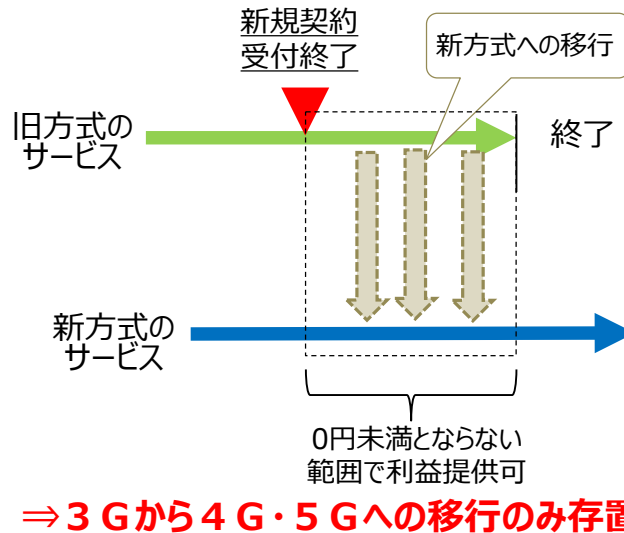
通信方式変更／周波数移行の特例【施行規則第22条の2の16第1項第2号八・二】、既往契約の更新の特例【附則第3条第3項】

- ①対照価格（割引の基点）について、現行制度上、販売価格が一の価格のみの場合は、当該一の価格と調達価格のいずれか高いものとなるが、複数の価格が設定されている場合は、最も高い価格が採用され、調達価格との比較がない。
- ②通信方式変更／周波数移行特例は、特定の通信方式の利用者が新たな通信方式に迅速に移行してもらうため対照価格までの利益の提供を可能とするものであるが、通常の割引上限の範囲（原則4万円）であっても、迅速な移行に著しい支障となるとは考えにくく、また、この特例の目的を超えた利益の提供が行われるおそれがある。
- ③既往契約の更新の特例は、令和6年1月1日までに廃止予定（電気通信事業法施行規則の一部改正（令和元年）附則第3条第3項）。
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、次のとおり取りまとめられた。
 - ① 潜脱を防止する観点から、複数の価格を設定する場合でも、対照価格が調達価格を下回らないように見直すことが適当
 - ② 特例は廃止することが適当。ただし、3Gから4G・5Gへの移行は、経過措置として存置することが適当
 - ③ 既往契約の更新に係る特例を廃止するよう規定の整備を行うことが適当
- 報告書を踏まえ、施行規則、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第38号）の改正を行う。

①対照価格の設定



②通信方式変更／周波数移行の特例



③既往契約の更新に係る特例

●電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第38号）
 附則
 （移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例）
 第三条 改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二條の二の十七の規定は、適用しない
 一・二（略）
 3 第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、~~令和六年一月一日~~までに廃止するものとする令和五年十二月三十一日限り、その効力を失う。

第2章 モバイル市場の競争環境に関する検証

2. 事業法第27条の3の執行状況

(2) 既往契約の解消状況

③ 考え方

①の状況を踏まえ、総務省においては、引き続き、既往契約の解消状況を注視するとともに、不適合拘束条件の解消時期として設定した2023年末をもって、既往契約の更新に係る特例(3G契約に係る部分を除く)を廃止するよう規定の整備を行うことが適当である。

第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

2. 通信料金と端末代金の完全分離に係る規律の見直し

(1) 上限2万円規制に係る規律の見直し

③ 考え方

ア 潜脱行為の防止

(略)

なお、割引の基点である対照価格について、現行制度上、一の価格のみが設定されている場合には当該一の価格と調達価格のいずれか高いものとなるが、複数の価格が設定されている場合には最も高い価格が採用されることとなり、調達価格との比較がない。

この場合には、事業者が価格を不当に抑制することによる規制の潜脱が行われるおそれがあることを踏まえれば、その潜脱を防止する観点から、複数の価格を設定する場合であっても、対照価格が調達価格を下回らないように見直すことが適当である。

(2) 上限2万円規制の例外規定の見直し

ウ 通信方式変更／周波数移行に対応するための端末の特例

② 考え方

現在の端末市場において、MNO4社は低価格帯の端末を継続的に販売しており、中古端末の販売台数の継続的な増加や販路の拡大により中古端末市場も拡大していることを踏まえると、利益の提供の上限額の原則の範囲内の利益の提供であっても、これが特定の通信方式を用いた通信サービスの利用者の迅速な移行に著しい支障となるとは考えにくい。他方で、現在の端末市場において、高価格帯の端末の販売割合が改正法施行時と比較して著しく高いことを踏まえると、新たな通信方式への迅速な移行というこの特例の目的を超えた利益の提供が行われるおそれが高まっている。

こうした状況を踏まえれば、この特例については廃止することが適当である。ただし、現在この特例を利用して3Gから4G又は5Gへの移行を進めている事業者が存在する中でこの特例を廃止することは、当該事業者に追加的な負担を生じさせ、かつ、利用者に無用の混乱を引き起こすおそれもあることから、この移行については、経過措置として存置することが適当である。

意見募集の意見を踏まえた修正（施行日関係）

（諮問時）

		2023年				2024年
		9月	10月	11月	12月	1月
省令・告示	電気通信事業部会		10/6			
	意見募集		(10/7～11/6)			
省令・告示	電気通信事業部会			11月下旬		
	答申			(予定)		
					公布 (一部施行)	
						1/1 全部施行

【施行日の変更】
 意見募集の意見を踏まえ、諮問時の省令案及び告示案について、附則で定める施行日を令和6年1月1日（一部公布日施行）から令和5年12月27日とする変更。

（諮問後修正）

省令・告示	電気通信事業部会		10/6			
	意見募集		(10/7～11/6)			
省令・告示	電気通信事業部会			11/22		
	答申			(予定)		
					公布	
						12/27 全部施行

(参考)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第二項の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

総務大臣 鈴木 淳司

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準)
 第二十二條の二の十五 法第二十七條の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。)について、百分の四とする。

〔2・3 略〕

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

第二十二條の二の十六 法第二十七條の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。

〔一 略〕

二 対象設備の購入等をする^{こと}又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを含む。)を条件(前号に規定する条件を除く。)とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十條の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。)が、四万円(利益の提供を約し、又は約させる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円を超え八万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格の五割に相当する額又は二万円のいずれか高い額、対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格)と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

〔イ・ロ 略〕

ハ 対象設備が、第三世代携帯電話サービス(電気通信事業法施行規則様式第四に規定する三・九一四世代移動通信システム又は第五世代移動通信システムを使用するもの以外の携帯電話サービスをいう。)(その提供を廃止するために当該第三世代携帯電話サービスの提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。)の利用者(第三世代携帯電話サービスのみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。)が当該第三世代携帯電話サービスの通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準)
 第二十二條の二の十五 法第二十七條の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。)について、千分の七とする。

〔2・3 同上〕

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)

第二十二條の二の十六 〔同上〕

〔一 同上〕

二 移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結している^{こと}(移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることを含む、継続利用を除く。)(及び対象設備の購入等をする^{こと}を条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む、継続利用を除く。))を条件とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十條の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。)が、二万円(利益の提供を約し、又は約させる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格)と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 対象設備が、特定の通信方式を用いた移動電気通信役務(その提供を廃止するために当該移動電気通信役務の提供に関する契約に係る申込みの受付を終了したものに限る。)の利用者(当該通信方式のみに対応した移動端末設備(当該通信方式及びPHSのみに対応した移動端末設備を含む。))を現に利用している者に限る。)が当該移動電気通信役務の通信方式に代わる新たな通信方式に対応するために購入等がされるもの又はPHSの利用者(PHSのみに対応した移動端末設備(特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備であつて、データ伝送役務(従としてその利用の態様が著しく制限

〔削る〕

2

一 この条及び次条において「対照価格」とは、次に掲げる価格をいう。
一 電気通信事業者（その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。）が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格

イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうちいずれか高い価格
(1) 当該複数の価格のうち最も高い価格

(2) 当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該電気通信事業者における調達価格。ロにおいて同じ。）
ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格のいずれか高い価格

〔二略〕

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある料金その他の提供条件）
第二十二條の二の十七 法第二十七條の三第二項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

六 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる当該契約に係る移動電気通信業務の料金の減免その他の経済的利益（特定経済的利益に該当するものを除く。）の提供（当該契約において当該利益の提供を約し、又は約させる場合に限る。）であつて、それにより利用者が受けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金（当該契約を締結した日の属する月の初日から起算して六月を経過する日までの間は、当該利用者が受けることとなる一月当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの

された音声伝送業務が付加されているものを含む。）のみに対応したものを除く。）を現に利用している者に限り、契約約款に定める料金その他の提供条件によらず料金その他の提供条件についての別段の合意に基づきPHSを利用している法人を除く。）が移動電気通信業務に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

二 対象設備が、特定の周波数帯域を用いた移動電気通信業務（その提供を全部又は一部の地域で行わないこととした旨を利用者に告知したものに限る。）の利用者（当該周波数帯域のみに対応した移動端末設備を現に利用している者に限る。）が当該移動電気通信業務を利用するために必要となる他の周波数帯域に対応するために購入等がされるものである場合において、合計利益提供額が当該対象設備の対照価格以下であるもの。

2

〔同上〕

イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。）について複数の価格を定めている場合 当該複数の価格のうち最も高い価格
〔新設〕

ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備（当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該電気通信事業者における調達価格）のいずれか高い価格
〔二 同上〕

第二十二條の二の十七 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる当該契約に係る移動電気通信業務の料金（付加的な機能の提供の料金を除く。）の減免その他これと同等の利益（特定経済的利益に該当するものを除く。）の提供であつて、それにより利用者が受けることとなる一年当たりの利益の額が当該契約に係る一月当たりの料金を超えるものであること。

料金)を超えるものであること。

(移動電気通信役務に関する規定の準用)

第四十条の二 法第七十三条の三において準用する法第二十七条の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供及び法第七十三条の三において準用する同項第二号の総務省令で定める料金その他の提供条件については、それぞれ第二十二條の二の十六及び第二十二條の二の十七の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	第二十二條の二の十六第一項	第二十二條の二の十六第二項
	<p>一 電気通信事業者(その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。)が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格</p> <p>イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうち最も高い価格</p> <p>(1) 当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>(2) 当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調</p>	<p>一 届出媒介等業務受託者(その依頼を受けて対象設備の販売等をする者を含む。以下この項において同じ。)が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格</p> <p>イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備(当該対象設備が中古のものである場合には、当該対象設備と同等の状態であるものに限る。以下この項において同じ。)について複数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうち最も高い価格</p> <p>(1) 当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>(2) 当該対象設備の調達価格(当該対象設備の正確な調</p>

(移動電気通信役務に関する規定の準用)

第四十条の二 〔同上〕

〔同上〕	第二十二條の二の十六第一項	第二十二條の二の十六第二項
	<p>一 〔同上〕</p>	<p>一 〔同上〕</p>

達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種（電気通信設備）の当該対象設備（同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該電気通信事業者における調達価格。ロにおいて同じ。）

ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格のいずれが高い価格

達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種（電気通信設備）の当該対象設備（同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該届出媒介等業務受託者における調達価格。以下この項において同じ。）

ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める価格
〔(1) 略〕
(2) 当該対象設備が委託電気通信事業者以外の者から調達したものである場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格のいずれが高い価格

ロ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について一の価格のみを定めている場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の状態である当該対象設備と同一の機種の電気通信設備）の当該対象設備と同一の機種の電気通信設備がない場合には、当該対象設備と同等の性能を有する電気通信設備）の当該電気通信事業者における

ロ 〔同上〕

〔(1) 同上〕
(2) 当該対象設備が委託電気通信事業者以外の者から調達したものである場合 当該一の価格と当該対象設備の調達価格（当該対象設備の正確な調達価格が定かでないときは、当該対象設備と同等の

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
	「二略」
	<p>「二略」</p> <p>三 届出媒介等業務受託者及び委託電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格</p> <p>イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合 次に掲げる価格のうちいずれか高い価格</p> <p>(1) 当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>(2) 当該対象設備の調達価格</p> <p>「ロ略」</p>
	「二同上」 る調達価格)のいずれか高い価格
	<p>「二同上」</p> <p>三 届出媒介等業務受託者及び委託電気通信事業者以外の者が対象設備の販売等をする場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める価格</p> <p>イ 当該対象設備と同一の機種の電気通信設備について複数の価格を定めている場合 当該複数の価格のうち最も高い価格</p> <p>「新設」</p> <p>「ロ 同上」</p>

(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和五年十二月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>〔4 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、令和六年一月一日までに廃止するものとする。</p> <p>〔4 同上〕</p>
---	---

附 則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>改正後</p> <p>「一〇六 略」 「削る」 七〇十三 「略」 「削る」 十四〇二十八 「略」</p>		<p>改正前</p> <p>「一〇六 同上」 七〇 株式会社インターネットイニシアティブ 八〇十四 「同上」 十五 株式会社オプテージ 十六〇三十 「同上」</p>
---------------------------	---	--	--

附 則

この告示は、令和六年一月一日から施行する。